

皮革製造業競争力強化事業（経営改善支援事業、利子補給支援事業、転廃業支援事業及び調査研究等支援事業）に係る補助事業審査委員会規程

（設置）

第1条 一般社団法人日本タンナーズ協会（以下「協会」という。）は、皮革製造業競争力強化事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）第12条の規定に基づき、皮革製造業競争力強化事業（経営改善支援事業、利子補給支援事業、転廃業支援事業及び調査研究等支援事業）に係る補助事業（以下「補助事業」という。）の実施に関し、中央審査委員会及び支部調査委員会を設置する。

（中央審査委員会の組織）

第2条 中央審査委員会は、次の各号に掲げる者から7人以内をもって構成する。

- 一 大学教授、試験研究機関等の学識経験者
- 二 弁護士、公認会計士、税理士
- 三 その他有識者

- 2 中央審査委員会の構成員（以下「審査委員」という。）は、協会会長が委嘱する。
- 3 審査委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 4 中央審査委員会の長（以下「審査委員長」という。）は、弁護士をもって充てる。
- 5 審査委員長は、委員会を代表し、委員会の行う会務を総理する。

（支部調査委員会の組織）

第3条 支部調査委員会は、次の各号に掲げる支部に設置することとする。

- 一 松原支部
- 二 誉田支部
- 三 沢田支部
- 四 御着支部
- 五 高木支部
- 六 川西支部
- 七 和歌山支部
- 八 関東支部

- 2 支部調査委員会の構成員（以下「調査委員」という。）は、各支部の副会長、支部長及び理事とする。ただし、調査委員が補助事業の申請者となる場合は、その申請に限り委員の資格を失うものとする。
- 3 支部調査委員会の長（以下「調査委員長」という。）は、原則副会長とし、副会長が所属していない支部においては、支部長とする。

4 調査委員長は、委員会を代表し、委員会の行う会務を総理する。

(中央審査委員会の機能)

第4条 中央審査委員会は、補助金の交付の対象となる皮革製造業者等（以下「補助事業者」という。）が行う補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる業務を実施する。

- 一 補助事業者の採択に係る審査
- 二 補助事業に係る計画変更、補助金の額の確定、補助金の支払、交付決定の取消し、取得財産等の管理及び処分等（以下「補助事業の遂行等」という。）に関する審査
- 三 補助事業者の指導監督等
- 四 支部調査委員会の指導監督等

2 中央審査委員会は、支部調査委員会から進達される支部における補助事業者（協会会員で支部に所属する補助事業者及び協会会員以外で支部調査委員会を設置する地域の補助事業者をいう。以下同じ。）が行う補助事業に係る各種申請書類等の審査及び現地調査等を通じて補助事業の適正な遂行を確保する。なお、支部調査委員会を設置しない支部（網干支部及び大阪支部）及び支部の存在しない地域（以下「支部未設置地域」という。）については、中央審査委員会が支部調査委員会の機能を担うものとする。

3 中央審査委員会は、補助事業者の採択に当たり、次に掲げる事項について審査する。

- 一 補助金の交付の申請が皮革製造業競争力強化事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）に定める手続及び要件等に合致しているか。
- 二 補助事業の計画及び方法がその目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待しうるものであるか。
- 三 補助事業者の連帯保証人が十分な資力を有しているか。

4 中央審査委員会は、補助事業の遂行等に関し、次に掲げる事項について審査する。

- 一 補助事業の遂行等に係る申請等が交付規程に定める手続及び要件等に合致しているか。
- 二 補助事業の遂行等に係る申請等の内容が適切であるか。
- 三 前各号に掲げるもののほか、中央審査委員会が必要と認める事項

5 中央審査委員会は、補助事業の適正かつ円滑な運営を確保するために必要と認めるときは、補助事業者に対し、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 補助事業の状況報告書の提出の要求及び現地調査等を行うこと。
- 二 前号の結果を踏まえ、補助事業を交付決定の内容等に適合させるための措置をとるべきこと。

6 中央審査委員会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する事実（以下「不正」という。）に該当することの通知を受けた場合は、補助事業者に対し、補助事業の状況報告書の提出及びその不正の内容について現地調査等を実施しなければならない。

- 一 補助事業者が、法令、本交付規程又は法令若しくは本交付規程に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に反することが明らかになった場合
- 7 中央審査委員会は、補助事業の適正かつ円滑な運営を確保するために必要と認めるときは、支部における補助事業者が行う補助事業について、支部調査委員会に対し、次に掲げる措置をとることができる。
- 一 支部調査委員会の監督及び必要な助言を与えること。
  - 二 補助事業者の採択及び補助事業の遂行等に係る審査をする上で不足する事項について、追加的な調査を行うべきことの指示を行うこと。
  - 三 支部調査委員が行った調査に係る報告及び支部調査委員会に対する現地調査等を行うこと。
  - 四 中央審査委員会が補助事業者に対して現地調査等を行う場合は、同行すべきことの指示を行うこと。
- 8 中央審査委員会は、第1項から前項に掲げるもののほか、協会会長が補助事業の運営に関する必要な事項を定める場合において、必要な助言を与えることができる。

(支部調査委員会の機能)

第5条 支部調査委員会は、中央審査委員会の円滑な業務の実施を確保するため、支部における補助事業者が行う補助事業について、次に掲げる業務を実施する。

- 一 補助事業者の採択に係る調査
  - 二 補助事業の遂行等に関する調査
  - 三 補助事業者が提出する各種申請書類等の受理及び中央審査委員会への進達
- 2 支部調査委員会は、支部における補助事業者の採択に当たり、次に掲げる事項について調査する。
- 一 補助金の交付の申請が交付規程に定める手続及び要件等に合致しているか。
  - 二 補助事業の計画及び方法がその目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待しうるものであるか。
  - 三 前各号に掲げるもののほか、中央審査委員会の指示に基づく調査事項
- 3 支部調査委員会は、支部における補助事業の遂行等に関し、次に掲げる事項について調査する。
- 一 補助事業の遂行等に係る申請等が交付規程に定める手続及び要件等に合致しているか。
  - 二 補助事業の遂行等に係る申請等の内容が適切であるか。
  - 三 前各号に掲げるもののほか、中央審査委員会の指示に基づく調査事項

- 4 支部調査委員会は、補助事業の適正かつ円滑な運営を確保するために必要と認めるときは、補助事業者に対し、次に掲げる措置をとることができる。
  - 一 補助事業の状況報告書の提出の要求及び現地調査等を行うこと。
  - 二 前号の結果を踏まえ、補助事業を交付決定の内容等に適合させるための措置をとるべきこと。

#### (審査委員等の義務)

第6条 審査委員及び調査委員は、法令、定款、業務方法書及び交付規程等を遵守し、補助事業の審査及び調査について公正かつ中立に実施しなければならない、不正を防止しなければならない。

- 2 調査委員は、中央審査委員会による調査に係る報告の要求及び支部調査委員会に対する現地調査等が実施される場合には、これに従い必要かつ十分な協力をしなければならない。
- 3 補助事業に携わる役職員、審査委員及び調査委員又はこれらの職にあった者は、補助事業者が不正に該当することを知った場合には、速やかに協会本部に通知しなければならない。
- 4 補助事業に携わる役職員、審査委員及び調査委員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

#### (委員会の開催)

第7条 中央審査委員会及び支部調査委員会は、必要に応じてそれぞれの委員長が招集し、審査委員及び調査委員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、支部調査委員会で調査委員が5名未満の場合は、全員出席により成立するものとする。

- 2 中央審査委員会及び支部調査委員会は、出席委員の過半数の同意をもって、これを決する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

#### (オブザーバー)

第8条 中央審査委員会及び支部調査委員会には、審査及び調査を円滑に行うため、議決権を持たないオブザーバーを同席させ、意見を求めることができる。

- 2 オブザーバーは、補助事業に関し専門的な知識を有する者の中から審査委員長及び調査委員長が委嘱するものとする。

#### (事務の処理)

第9条 中央審査委員会に関する事務は協会本部が行い、支部調査委員会に関する事務は各支部が行う。

- 2 協会本部は、協会会員以外及び支部未設置地域の補助事業者から書類の提出を受理し

た場合は、当該書類を速やかに中央審査委員会に送付するものとする。

- 3 協会本部は、補助事業者が不正に該当することの通知を受けた場合は、速やかに中央審査委員会に通知するものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 7 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。